

○宮崎大学医学部附属病院医師研修管理委員会規程

〔平成18年1月18日
制 定〕

改正 平成24年3月28日 平成27年9月16日
平成28年3月31日 令和3年3月17日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部附属病院に、宮崎大学医学部附属病院群における卒後臨床研修を統括し、円滑に実施するため、研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの基本方針に関する事。
- (2) 研修医の管理に関する事。
- (3) 臨床研修の実施の統括管理に関する事。
- (4) 卒後臨床研修センターの運営に係る重要事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 卒後臨床研修センター長（以下「センター長」という。）
 - (3) 卒後臨床研修センター副センター長
 - (4) 各プログラム責任者
 - (5) 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
 - (6) 臨床研修協力施設の研修実施責任者
 - (7) 本院、協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設以外に所属する有識者
 - (8) 卒後臨床研修センター運営委員会規程第3条第1項第4号及び第5号に掲げる委員
 - (9) 卒後臨床研修センター教員のうちから若干人
 - (10) 中央診療施設等の医師以外の職員のうちから若干人
 - (11) 副看護部長又は看護師長のうちから1人
 - (12) 事務部長
 - (13) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第7号及び第9号から第11号までの委員は、センター長の推薦に基づき、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第7号及び第9号から第11号までの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、センター長がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員が会議に出席できないときは、委任状の提出をもって、出席したものとみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医療人育成課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年1月18日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第1項第9号から第11号までの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。